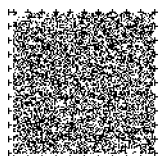


第 1 章 計画の基本的事項



第1節 計画の基本的な考え方

1. 策定趣旨

我が国においては、昭和56年の「国際障害者年^{*1}」を契機として、国際的な動向や我が国独自の事情を踏まえて、障害者の自立と社会参加の実現に向けた施策を計画的に推進してきました。

近年では、特に障害者の権利の実現に焦点を当て、障害者とその養護者の支援を目的とする「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」や行政機関等や民間事業者に対して社会的障壁^{*2}の除去を義務付ける「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」を制定し、施策を推進しています。

障害福祉制度としては、平成15年度の「支援費制度」の導入によって、福祉サービスの提供が利用者と事業者の間の契約に基づいて行われることになり、利用者の意思を反映するよう、制度運用の見直しが図られました。また、平成18年度の「障害者自立支援法」の施行により、身体、知的、精神の3障害が一体的な制度の下での対応になったほか、その対象として難病も加えられる等、利用対象の拡大が図られてきました。

本市においては、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「市町村障害福祉計画」を一体化した「所沢市障害者支援計画」を障害者施策の基本指針として施策を推進してきました。そして、所沢市障害者支援計画は、平成20年度の第1次計画の策定から、市の取組や諸計画の理念を承継しつつ、国内外の施策動向や所沢市の状況の変化を踏まえて内容を見直してきました。

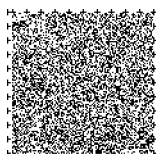
「第4次所沢市障害者支援計画」は、児童福祉法の改正により新たに策定が義務付けられた「市町村障害児福祉計画」を一体化するとともに、本市において共生社会の実現を推進することを目的とする「所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例」の趣旨にのっとり、障害者の権利を守り、自立した生活の実現と社会参加の促進を総合的に推進するために策定するものです。

*1 国際障害者年

国連が障害者権利宣言の趣旨（尊厳、平等、社会参加）に基づき、1981年（昭和56年）を「国際障害者年」と宣言した。「完全参加と平等」の促進を目的としている。

*2 社会的障壁

障害者を意識していない習慣や文化、施設・設備などの不備、利用しにくい制度等、障害者にとって日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるもの。



2. 計画の背景と目的

昨今の障害者施策に関する国の動向として、障害福祉分野の施策の充実はもとより、「地域包括ケアシステム^{*1}の構築」や「地域共生社会^{*2}の実現」等の分野横断的な取組も求められています。

● 近年の主な障害関係施策の動向

- 障害者差別解消法の施行（平成28年4月1日施行）
 - ・障害を理由とする差別的取扱いの禁止
 - ・合理的配慮の提供
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行（平成28年5月13日施行）
 - ・成年後見制度の利用の促進に関する施策の推進
- ニッポン一億総活躍プランの策定（平成28年6月2日閣議決定）
 - ・障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援
 - ・地域共生社会の実現
- 発達障害者支援法の改正（平成28年8月1日施行）
 - ・相談体制の整備
 - ・支援に資する情報共有の促進
- 障害者総合支援法の改正（平成30年4月1日施行）
 - ・自立生活援助、就労定着支援の創設
 - ・高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
- 児童福祉法の改正（平成30年4月1日施行）
 - ・居宅訪問型児童発達支援の創設
 - ・保育所等訪問支援の支援対象の拡大
 - ・障害児福祉計画の策定
 - ・医療的ケア児に対する各種支援の連携（平成28年6月3日施行）
- 障害者の雇用の促進等に関する法律[※]の改正（平成30年4月1日施行）
 - ・障害者雇用の算定基礎に精神障害者を追加、法定雇用率の引き上げ
 - ・障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務の規定

※以下「障害者雇用促進法」という。

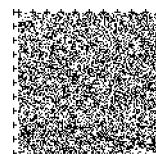
このほか、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、地域共生社会実現のため改正される「社会福祉法」（平成30年4月1日施行）では、地域福祉推進のため「包括的な支援体制の整備」を行うことや地域福祉計画に「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組む事項」を位置づけることが追加されています。

*1 地域包括ケアシステム

重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される支援体制。

*2 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。



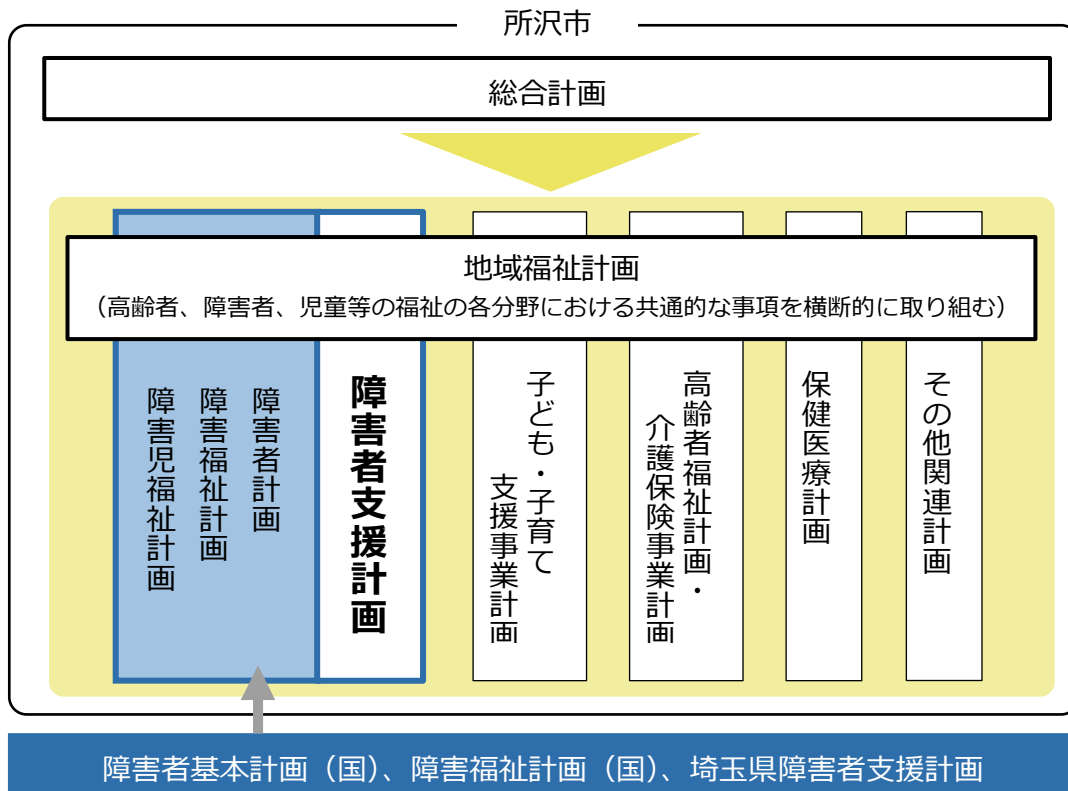
3. 計画の性格と位置づけ

所沢市障害者支援計画は、「所沢市障害者計画」と「所沢市障害福祉計画」、「所沢市障害児福祉計画」を一体化したものです。

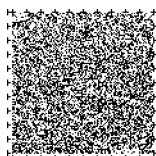
所沢市障害者計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」であり、障害者の保健・医療・福祉・教育・就労・まちづくり等に関する計画として位置付けられています。

所沢市障害福祉計画と所沢市障害児福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に定められている「市町村障害福祉計画」と児童福祉法第 33 条の 20 に定められている「市町村障害児福祉計画」であり、障害福祉サービス等の提供体制の整備に関する実施計画として位置付けられています。なお、「所沢市障害児福祉計画」は、児童福祉法の改正により、新たに策定が義務付けられたもので、今回が 1 期目の策定となります。

本計画は、国や埼玉県のパナ、**「所沢市総合計画」**や**「所沢市地域福祉計画」**等と整合性を保ちながら、所沢市の障害者施策の基本方針と施策展開の方向を明らかにするものです。



この図は、平成 30 年 4 月の改正社会福祉法施行後のイメージを簡潔に表したものです



4. 計画の期間

この計画の期間は平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間とし、計画最終年度に次期に向けた見直しを行います。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
所沢市 障害者支援計画	第3次計画		計画の 見直し	第4次計画		計画の 見直し	第5次計画		

※新元号に変更になった際には、新元号に読み替えるものとする。

5. 計画の対象

この計画は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む。以下同じ。）、難病等があり、日常生活や社会生活において支援を必要とするすべての人を対象とします。

●発達障害

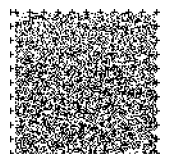
自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥性多動性障害（ADHD）、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものをいいます。

●高次脳機能障害

事故や病気等で脳に損傷を受けた後、記憶力や注意力の低下等の症状が現れ、日常生活や社会生活に支障が出てしまう障害をいいます。

●難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものとなるものをいいます。



第2節 障害者の現況

1. 障害者数の状況

1 障害者数（障害者手帳等所持者数）の推移

所沢市における障害者手帳の種別所持者は、平成29年3月末現在で13,340人であり、所沢市の総人口の3.9%を占めています。障害種別では、身体障害者が8,653人、知的障害者が2,028人、精神障害者が2,659人となっています。

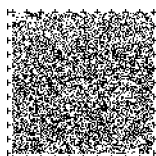
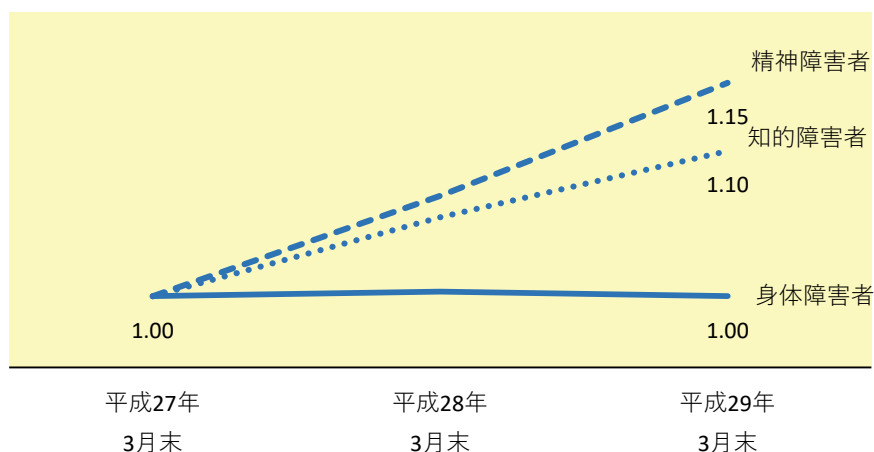
平成27年3月末から平成29年3月末までの推移では、身体障害者数はほぼ横ばいですが、知的障害者数は約10%、精神障害者数は約15%増加しています。

単位：人、（）内は総人口に占める割合

	平成27年 3月末(A)	平成28年 3月末	平成29年 3月末(B)	変化率 (B)÷(A)
市の総人口	343,067	343,321	343,986	1.00
身体障害者	8,652 (2.5%)	8,680 (2.5%)	8,653 (2.5%)	1.00
知的障害者	1,840 (0.5%)	1,942 (0.6%)	2,028 (0.6%)	1.10
精神障害者	2,312 (0.7%)	2,475 (0.7%)	2,659 (0.8%)	1.15
障害者合計	12,804 (3.7%)	13,097 (3.8%)	13,340 (3.9%)	1.04

障害者手帳等保持者数の推移

(平成27年3月末を1とした場合)



2 身体障害者の状況

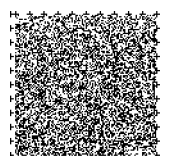
①障害部位別の状況

平成29年3月末現在、身体障害者数8,653人のうち、肢体不自由は4,507人、内部障害は2,763人、視覚障害は649人、聴覚・平衡障害は603人、音声・言語・そしゃく機能障害は131人となっています。

単位：人

障害部位・等級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚		221	197	37	42	110	42	649
聴覚・平衡		34	196	79	128	6	160	603
内 訳	聴覚	34	196	78	128	0	160	596
	平衡	0	0	1	0	6	0	7
音声・言語・そしゃく機能		11	12	67	41	0	0	131
肢体不自由		910	855	937	1,242	377	186	4,507
内 訳	上肢	574	507	260	143	84	73	1,641
	下肢	175	161	584	1,093	229	113	2,355
	体幹	141	182	91	2	63	0	479
	脳原性 移動	4	0	0	1	1	0	6
	脳原性 上肢	16	5	2	3	0	0	26
内部障害		1,978	30	243	512	0	0	2,763
内 訳	呼吸器	27	1	77	28	0	0	133
	ぼうこう・直腸	4	2	29	379	0	0	414
	小腸	1	0	1	6	0	0	8
	腎臓	740	0	4	3	0	0	747
	心臓	1,178	5	115	89	0	0	1,387
	免疫	13	19	17	6	0	0	55
	肝臓	15	3	0	1	0	0	19
計		3,154	1,290	1,363	1,965	493	388	8,653

※平成29年3月末現在



②等級別の状況

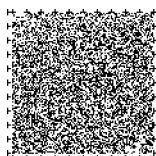
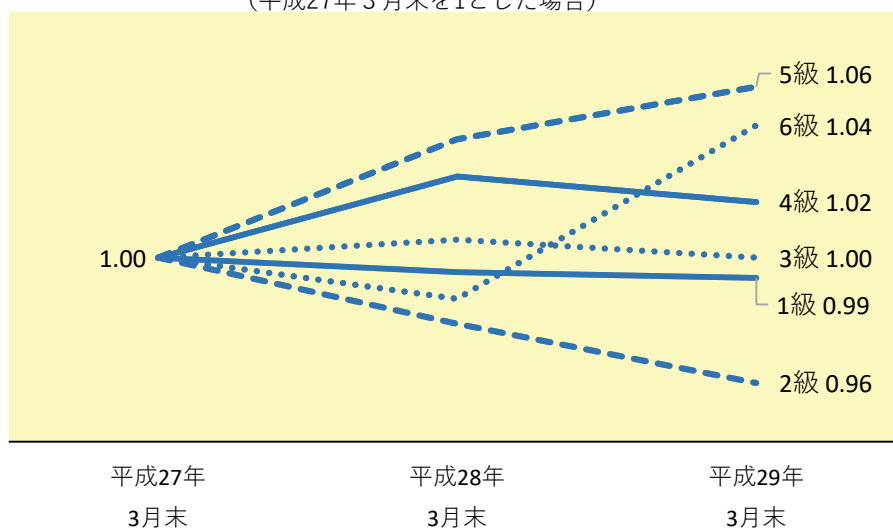
身体障害者数について等級別で見ると、平成29年3月末現在で1級が最も多く3,154人、次いで4級が1,965人となっています。ここ3年の推移では、1級と2級はやや減少し、4級・5級・6級がやや増加傾向にあります。

単位：人

等級別	平成27年 3月末(A)	平成28年 3月末	平成29年 3月末(B)	変化率 (B)÷(A)
1級	3,175	3,160	3,154	0.99
2級	1,345	1,316	1,290	0.96
3級	1,363	1,371	1,363	1.00
4級	1,930	1,981	1,965	1.02
5級	467	485	493	1.06
6級	372	367	388	1.04
身体障害者計	8,652	8,680	8,653	1.00

身体障害者数（等級別）の推移

(平成27年3月末を1とした場合)



③年齢別の状況

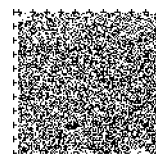
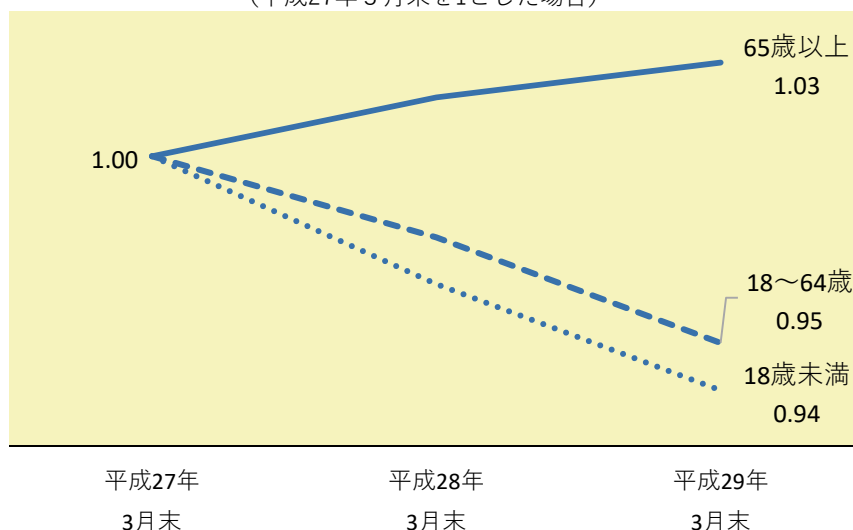
身体障害者数について年齢別で見ると、平成29年3月末現在では65歳以上が最も多く5,956人、18～64歳が2,538人、18歳未満が159人となっています。ここ3年の推移では、18歳未満と18～64歳はやや減少し、65歳以上がやや増加傾向にあります。

単位：人

年齢別	平成27年 3月末(A)	平成28年 3月末	平成29年 3月末(B)	変化率 (B)÷(A)
18歳未満	170	164	159	0.94
18～64歳	2,676	2,616	2,538	0.95
65歳以上	5,806	5,900	5,956	1.03
身体障害者計	8,652	8,680	8,653	1.00

身体障害者数（年齢別）の推移

(平成27年3月末を1とした場合)



3 知的障害者の状況

①等級別の状況

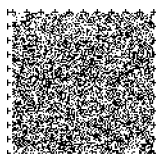
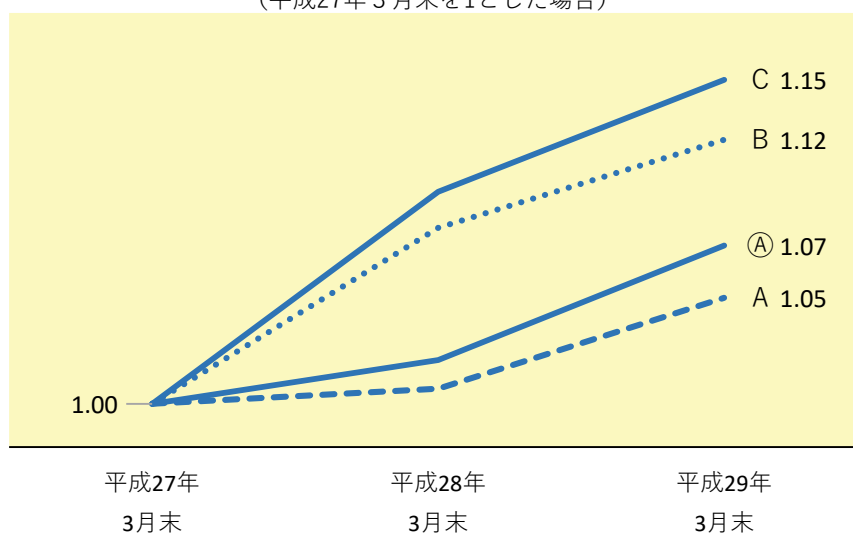
知的障害者数について等級別で見ると、平成29年3月末現在ではCが最も多く624人、次いでBが526人、Aが451人、㉠が427人と、障害の程度の軽い人ほど多くなっています。ここ3年の推移では、どの等級も増加していますが、特にBやCの伸びが顕著です。

単位：人

等級別	平成27年 3月末(A)	平成28年 3月末	平成29年 3月末(B)	変化率 (B)÷(A)
㉠	398	406	427	1.07
A	430	433	451	1.05
B	469	507	526	1.12
C	543	596	624	1.15
知的障害者計	1,840	1,942	2,028	1.10

知的障害者数（等級別）の推移

（平成27年3月末を1とした場合）



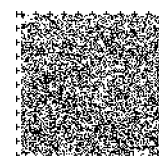
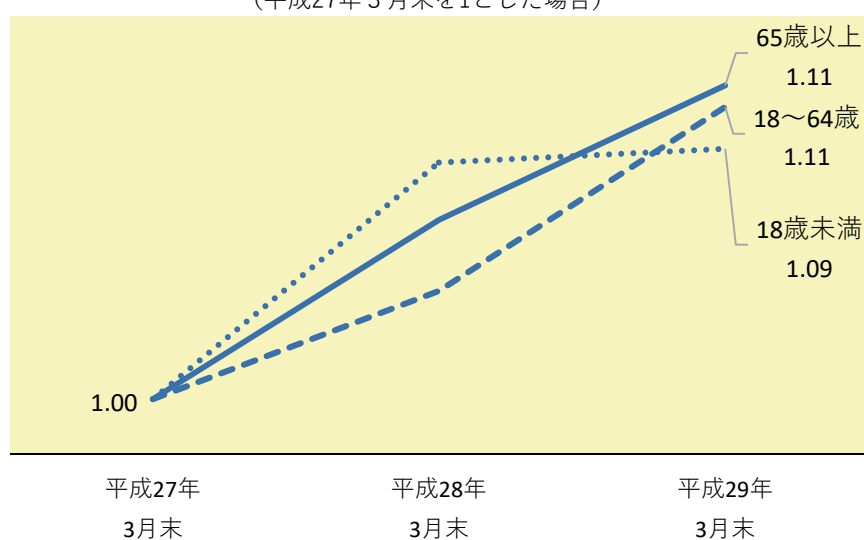
②年齢別の状況

知的障害者数について年齢別で見ると、平成29年3月末現在では18～64歳が最も多く1,316人、次いで18歳未満が644人、65歳以上が68人となっています。ここ3年の推移では、18～64歳の増加が著しく、18歳未満と65歳以上もやや増加傾向にあります。

単位：人

年齢別	平成27年 3月末(A)	平成28年 3月末	平成29年 3月末(B)	変化率 (B)÷(A)
18歳未満	590	641	644	1.09
18～64歳	1,189	1,236	1,316	1.11
65歳以上	61	65	68	1.11
知的障害者計	1,840	1,942	2,028	1.10

知的障害者数（年齢別）の推移
(平成27年3月末を1とした場合)



4 精神障害者の状況

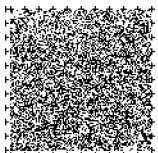
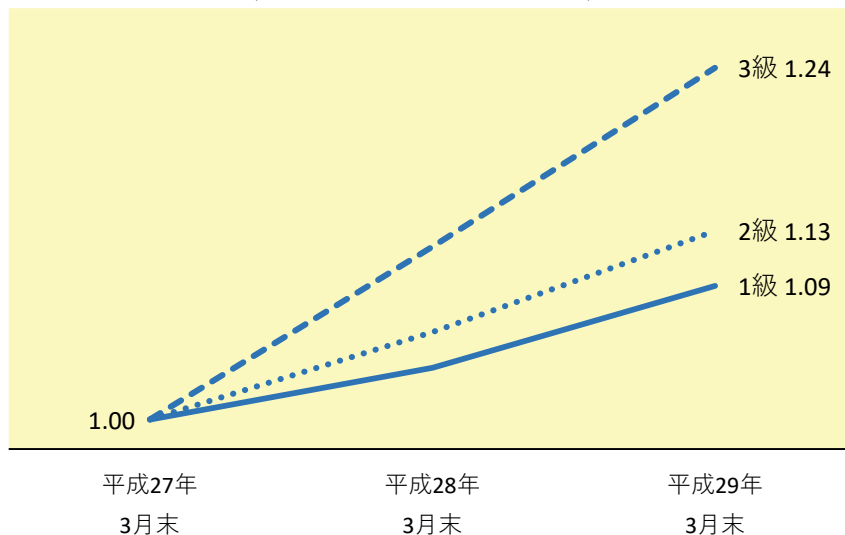
①等級別の状況

精神障害者数について等級別で見ると、平成29年3月末現在では2級が最も多く1,801人、次いで3級が642人、1級が216人となっています。ここ3年の推移では、どの等級も増加していますが、特に2級や3級の伸びが顕著です。

単位：人

等級別	平成27年 3月末(A)	平成28年 3月末	平成29年 3月末(B)	変化率 (B)÷(A)
1級	198	205	216	1.09
2級	1,596	1,691	1,801	1.13
3級	518	579	642	1.24
精神障害者計	2,312	2,475	2,659	1.15

精神障害者数（等級別）の推移
(平成27年3月末を1とした場合)



②年齢別の状況

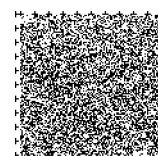
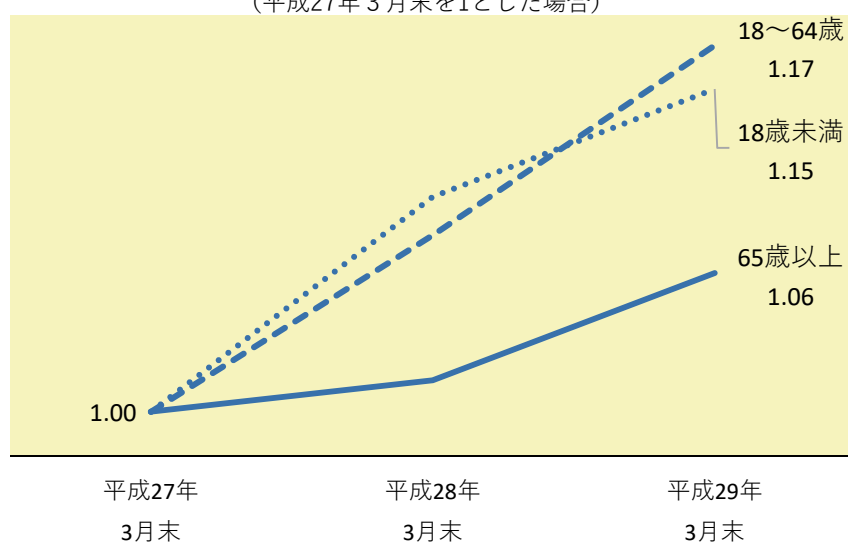
精神障害者数について年齢別で見ると、平成29年3月末現在では18～64歳が最も多く2,240人、次いで65歳以上が372人、18歳未満が47人となっています。ここ3年の推移では、18～64歳の増加が著しく、18歳未満と65歳以上もやや増加傾向にあります。

単位：人

年齢別	平成27年 3月末(A)	平成28年 3月末	平成29年 3月末(B)	変化率 (B)÷(A)
18歳未満	41	45	47	1.15
18～64歳	1,921	2,075	2,240	1.17
65歳以上	350	355	372	1.06
精神障害者計	2,312	2,475	2,659	1.15

精神障害者数（年齢別）の推移

(平成27年3月末を1とした場合)



5 難病患者の状況

所沢市内の指定難病^{*1}、小児慢性特定疾病^{*2}、指定疾患^{*3}の医療受給者証所持者数は、平成29年3月末現在で2,934人となっており、平成27年3月末の2,816人から約120人の増加となっています。

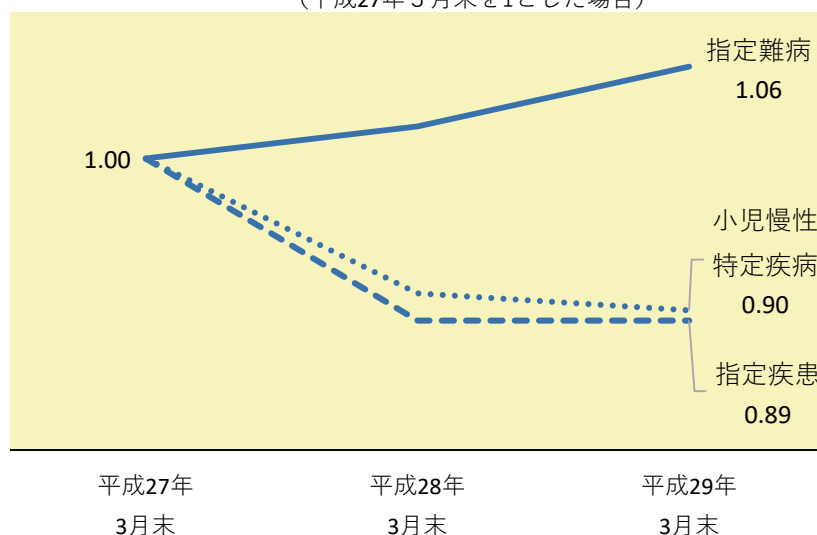
平成27年1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、医療費助成の対象となる疾病は、新たに指定難病と呼ばれるようになりました。対象となる疾病も、当初の110疾病から平成29年4月1日には330疾病まで拡大されていることから、医療給付の対象となる患者数も増加しています。

単位：人

医療給付別	平成27年 3月末(A)	平成28年 3月末	平成29年 3月末(B)	変化率 (B)÷(A)
指定難病	2,461	2,515	2,616	1.06
小児慢性特定疾病	346	314	310	0.90
指定疾患	9	8	8	0.89
難病患者計	2,816	2,837	2,934	1.04

難病患者数の推移

(平成27年3月末を1とした場合)



*** 1 指定難病**

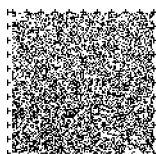
診断基準が一応確立し、かつ難治度、重症度が高く患者数が比較的小ないため、公費負担の方法をとらないと原因の究明、治療方法の開発などに困難をきたすおそれのある疾病。

*** 2 小児慢性特定疾病**

治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となり、これを放置することは児童の健全な育成を阻害することとなる疾患で研究事業の対象とされているもの。児童福祉法の一部改正により平成27年1月から対象範囲が拡大した。

*** 3 指定疾患**

先天性血液凝固因子欠乏症等、国が指定した11疾患。



2. 就労等の状況

1 特別支援学校（高等部）卒業後の進路状況

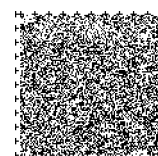
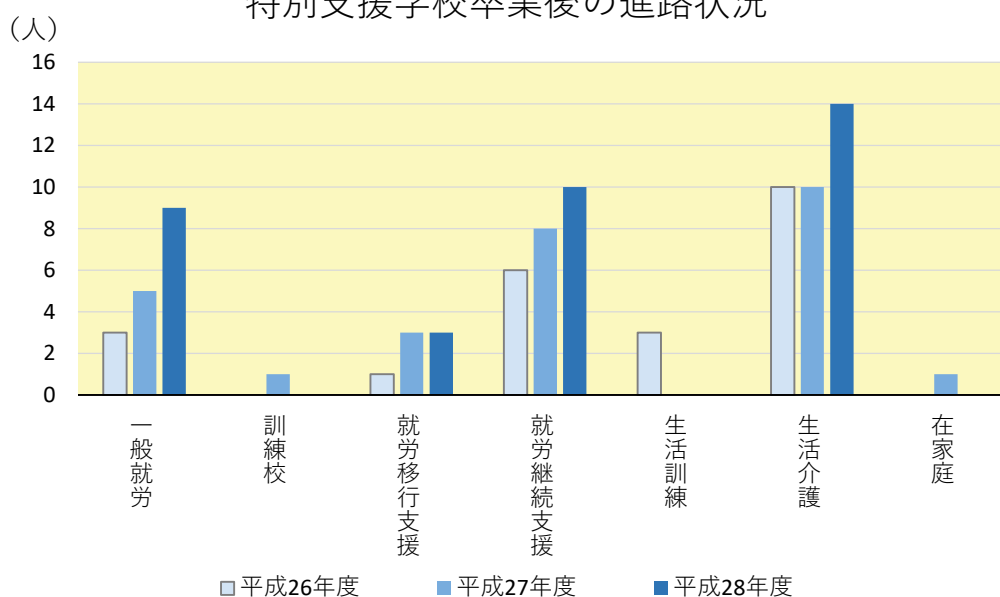
所沢おおぞら特別支援学校、入間わかかさ高等特別支援学校、和光特別支援学校の平成28年度卒業生のうち所沢市民は36人となっており、卒業後には生活介護や就労継続支援等の通所施設を利用する割合が高くなっています。また、民間企業等に就職する人も徐々に増加しています。

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成28年度の割合
一般就労	3	5	9	25.0%
訓練校	0	1	0	0.0%
就労移行支援	1	3	3	8.3%
就労継続支援	6	8	10	27.8%
生活訓練	3	0	0	0.0%
生活介護	10	10	14	38.9%
在家庭	0	1	0	0.0%
合計	23	28	36	100%

※平成27年度以前は所沢特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、和光特別支援学校の合計値

特別支援学校卒業後の進路状況

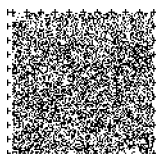


2 ところざわ就労支援センターの状況

ところざわ就労支援センターでは、就労を希望する障害者を対象に、一般就労に向けた支援（就労に関する相談、職場の開拓、職場定着のための支援等）を行っています。平成28年度時点で就職者の合計は449人、年度末の登録者数に対する就職率は58%となっています。近年は就職者数が増加傾向にありますが、それを上回る登録者数があるため、就職率は横ばいとなっています。

単位：人、%、件

区 分		平成26年度			平成27年度			平成28年度				
登 録 ・ 就 労	年度末時点登録者 (A)	673	身体	69	719	身体	73	774	身体	77		
			療育	349			療育		367		療育	391
			精神	206			精神		219		精神	226
			その他	49			その他		60		その他	80
	年度中就職者 (B)	94	身体	7	85	身体	14	83	身体	3		
			療育	38			療育		38		療育	20
			精神	37			精神		26		精神	35
			その他	12			その他		7		その他	25
	就職者合計 (C)	398	身体	32	424	身体	39	449	身体	37		
			療育	227			療育		243		療育	245
			精神	108			精神		106		精神	114
			その他	31			その他		36		その他	53
	就職率 (C) ÷ (A)	59.1	身体	46.3	58.9	身体	53.4	58.0	身体	48.0		
			療育	65.0			療育		66.2		療育	62.6
			精神	52.4			精神		48.4		精神	50.4
			その他	63.2			その他		60.0		その他	66.2
支 援 ・ 実 績	就職に向けた 相談・支援件数	3,466			4,010			4,095				
	職場定着に向けた 相談・支援件数	2,362			2,612			2,808				
	日常生活・社会生活に 関する相談・支援件数	482			500			507				



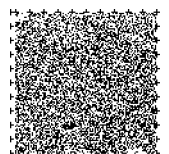
3 ハローワーク所沢（所沢公共職業安定所）の状況

ハローワーク所沢では、本市のほか、狭山市、入間市、三芳町を管轄として求人・求職申込者に対し、相談や紹介等の業務を行っています。平成28年度における障害者の就職件数は、管轄地域全体で350件となっています。

単位：件

区 分	平成26年度		平成27年度		平成28年度				
新規求職 申込件数	863	身体	344	912	身体	340	968	身体	318
		療育	117		療育	144		療育	133
		精神	332		精神	347		精神	414
		その他	70		その他	81		その他	103
有効求職者数	875	身体	337	794	身体	300	1,132	身体	414
		療育	151		療育	128		療育	182
		精神	313		精神	271		精神	413
		その他	74		その他	95		その他	123
紹介件数	2,182	身体	827	2,301	身体	768	1,997	身体	632
		療育	109		療育	178		療育	123
		精神	1,021		精神	1,107		精神	975
		その他	225		その他	248		その他	267
就職件数	308	身体	120	345	身体	101	350	身体	104
		療育	51		療育	78		療育	58
		精神	108		精神	139		精神	147
		その他	29		その他	27		その他	41

※有効求職者数は年度末の数値



3. アンケートの概要

1 調査の目的

第4次所沢市障害者支援計画の策定にあたり、障害者、中学生、市民、事業所に対して、計画改定のための基礎資料を得ることを目的としたアンケートを実施しました。

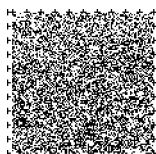
2 調査の内容と回収状況

①調査方法と期間

	障害者 を対象とした アンケート	中学生 を対象とした アンケート	市民 を対象とした アンケート	事業所 を対象とした アンケート
調査対象	障害者手帳、指定難病医療受給者証等の所持者、約2,000名を無作為抽出	市内公立中学校2年生、370名	18歳以上の市民、約300名を無作為抽出	障害福祉サービス等を提供している事業所、約200か所
調査方法	郵送配布・回収	学校配布・回収	郵送配布・回収	郵送配布・回収
調査期間	平成29年6月～7月			

②回収状況

	障害者 を対象とした アンケート	中学生 を対象とした アンケート	市民 を対象とした アンケート	事業所 を対象とした アンケート
調査対象者数 (a)	2,000票	370票	300票	200票
有効回答者数 (b)	1,178票	370票	167票	129票
有効回答率 (b/a)	58.9%	100%	55.7%	64.5%



3 アンケート項目

①障害者を対象としたアンケート

障害者の生活実態、福祉サービス利用状況、現在抱えている課題、今後の希望などを把握することを目的とし、以下の内容についてアンケートを実施しました。

- 権利擁護について
- 生活支援について
- 相談支援について
- 保健や医療について
- 雇用や就労について
- 安心・安全なまちづくりについて
- 市の障害福祉施策について

②市民を対象としたアンケート（中学生含む）

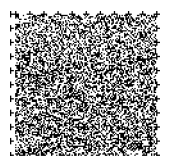
障害者との交流の状況、障害や障害者に対する理解度などを把握することを目的とし、主として以下の内容についてアンケートを実施しました。

- 障害者との交流や援助の経験について
- 障害に関する法律や制度の認知度について
- 災害時の援助について
- 障害者に対する市民の理解度について
- 障害者が社会参加するために特に大切なことについて

③事業所を対象としたアンケート

障害者に対するサービスの提供状況や課題、今後の意向などを把握することを目的とし、主として以下の内容についてアンケートを実施しました。

- サービス提供の状況について
- 事業所運営で苦慮している点について
- 所沢市の障害者支援の長所、短所について
- 差別解消や虐待防止の取組について



第3節 計画の基本理念

1. 基本理念

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会が「共生社会」であり、このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題です。

本計画では、「基本理念」を次のように設定し、本市の抱える様々な課題への取組を進めていきます。

ふれあい 寄り添い 支えあい 共に生きるまち ところざわ

2. 基本的な考え方

基本理念を実現するために、次の3つの観点から計画を推進します。

